

会員様向け・民事再生手続に関する Q & A

株式会社朽木ゴルフ倶楽部

株式会社朽木ゴルフ倶楽部（以下、「当社」といいます）は、平成30年4月9日、大阪地方裁判所に民事再生手続開始の申立てを行い（大阪地方裁判所平成30年（再）第1号）、同日、弁済禁止の保全処分及び監督命令が発令されました。

民事再生手続とは、裁判所や裁判所から選任された監督委員の監督の下、債権者等の協力を得て事業の再建を図る手続です。従いまして、当社は、今後も「朽木ゴルフ倶楽部」（以下、「当ゴルフ場」といいます）の営業を継続します。

以下では、①民事再生手続の概要、②当社が民事再生手続開始の申立てを行うに至った経緯・スポンサーの選定、③会員様の会員権・預託金の取扱い、④今後の当ゴルフ場の営業及び⑤債権者の皆様向けの説明会についてQ&Aの形式にてご説明致します。

なお、以下をご覧の上、ご不明な点があれば、下記コールセンター宛てにご連絡下さい。

【コールセンター】

06-6222-5792（平日午前10時～午後5時）

第1 民事再生手続の概要等

Q1 民事再生手続とは、どのような手続ですか？

A 民事再生手続は、事業を廃止してしまう破産手続とは異なり、事業を継続しながら、裁判所及び裁判所から選任された監督委員の関与の下、債権者等の協力を得て事業の再建を図る手続です。

したがって、本民事再生手続開始申立て以降も、当ゴルフ場の事業運営を継続致します。

Q2 民事再生手続開始によって、どのような影響が生じるのですか？

A 本民事再生手続開始申立て後は、スポンサーの支援を受けながら、従前どおり当ゴルフ場の運営を行っていくことを予定しています。そのため、今後も、引続き、当ゴルフ場をご利用頂くことが可能であり、この点で民事再生

手続開始の影響はございません。

但し、大阪地方裁判所から弁済禁止の保全処分が発令されていますので、当社は、平成30年4月8日以前の原因に基づき生じた債務を弁済することが禁止されています。

したがって、預託金返還の時期が到来している会員様に対しても、現状、預託金の返還を行うことはできないこととなります。

Q3 民事再生手続は、今後、どのように進んでいくのですか？

A 現在、スポンサーに当ゴルフ場の運営を委託しています（スポンサーの詳細は、第2-Q3）。その後、本民事再生手続の中で、スポンサーに対し当ゴルフ場の事業の全てを承継させる予定です。

そして、その承継対価をもって、当社の債権者の皆様に対する弁済を行う予定です。現時点では、会員様を含む一般の債権者の皆様に対する弁済をなし得るか否かは不明であり、弁済の可否が確定した後、改めてご連絡を差し上げることとなります。

Q4 監督委員とは、どのような立場にあり、どのような役割を果たすのですか？

A 監督委員は、裁判所から選任され、民事再生手続において法令違反等がなされていないかを監督する立場にあります。本民事再生手続については、下記のとおり、小松陽一郎弁護士が監督委員として選任されています。

記

大阪市北区中之島2-2-2大阪中之島ビル8階

小松法律特許事務所

小松 陽一郎 弁護士

また、当社が一定の行為を行うに当たっては、監督委員の同意を得ることが必要とされています。

監督委員は、裁判所から選任されており、当社と監督委員との間には委任関係その他一切の利害関係はありません。

なお、当ゴルフ場の運営等に関する事項は、監督委員ではなく、当社及び当社の申立代理人において対応することとなりますので、これら事項については、上記コールセンター宛（06-6222-5792：平日午前10時～午後5時）にお電話下さい。

第2 民事再生手続開始申立てに至る経緯・スポンサーについて

Q1 なぜ、民事再生手続を申し立てることになったのですか？

A 当社は、平成13年に民事再生手続開始申立てを行い、その後、平成14年10月に債権者の皆様のご協力を得て再生計画案を認可して頂き、再建を目指して運営を続けて参りました。しかし、年会費収入の減少、自然災害による被害等に加え、恒常的な資金繰り不足からコース状況も悪化し、年々来場者数が減少することとなりました。

現状、当社の資金繰りは極めて厳しい状況であり、民事再生手続という手法を採らない限り、当ゴルフ場の経営を維持することはできないとの判断に至ったこと、及び、スポンサーからの支援を受けることが可能となったことから、本申立てに及んだ次第です。

Q2 民事再生手続を申し立てなければ、どのようになっていたのですか？

A 現在の当社の資産状況と預託金返還債務の額とを考慮すると、民事再生手続を採らなければ、早晚当社の事業が破綻し、当ゴルフ場は廃業することになったものと考えられます。

Q3 本件において、どの企業がスポンサーとなるのですか？

A 現在、有限会社シーサイドハウジングをスポンサーとして選定しており、平成30年4月9日付で同社との間でスポンサー支援に関する基本合意を締結しました。

有限会社シーサイドハウジングは、賃貸住宅管理業務等を主たる事業とする会社であり、関連会社においてゴルフ場の運営も行っています。同社の概要は下記のとおりです。

記

商 号：有限会社シーサイドハウジング

本 店：沖縄県中頭郡北谷町字宮城3番地54

代表取締役：島尻千洋

Q4 今後、スポンサーはどのような役割を果たすのでしょうか？

A 当社は、上記スポンサー支援に関する基本合意に基づき、スポンサーである有限会社シーサイドハウジングに対して当ゴルフ場の運営を委託しており、当面の間、当社に対する資金支援を始めとする人的物的支援を受ける予

定にしております。したがって、当社は、同スポンサーの支援の下、これまで通り、当ゴルフ場の運営を継続して参ります。

また、今後、同スポンサーとの間で当ゴルフ場の事業の承継に関する契約を締結し、同スポンサーに対し、当ゴルフ場に関する資産・契約等を承継させる予定です。

会員の皆様へのご不便を最小限にし、より快適に当ゴルフ場をご利用いただけるよう努力する所存ですので、何卒、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

Q5 スポンサーとなる企業はどのように選定されたのですか？

A 複数の候補者の中から、支援内容やゴルフ場の運営方針等を総合的に考慮した上、当ゴルフ場の事業再生のために最も適切であると考えられた企業をスポンサーとして選定しました。

第3 会員権・預託金について

Q1 今後、会員権の名義書換はできるのでしょうか？

A 申し訳ありませんが、本民事再生申立てに伴い、当面の間、会員権の名義書換手続を停止させていただきます。名義書換手続が再開されるのは、スポンサーへの事業の承継がなされた後となる見込みです。

会員権の名義書換手続を再開する場合、当ゴルフ場ホームページでの告知や適宜の方法によって、会員の皆様にご連絡差し上げます。

Q2 民事再生手続によって会員権はどのようになるのでしょうか？

A 現時点では、会員の皆様のうち、当ゴルフ場から年会費請求をさせて頂いている会員様に限り、当該会員様の地位をスポンサーに対して承継させる予定です。但し、承継対象とされなかった会員様についても、入会のお申し込みを頂ければ、原則として会員としての地位を付与して頂く旨、スポンサーから了解を得ています。なお、預託金返還請求権については、スポンサーに承継されることはありません。

預託金返還請求権に対する弁済の可否及びその額は現時点では不明であり、弁済の可否が確定した時点で改めて適宜の方法によりご連絡差し上げます。

Q 3 今後、新たに年会費等が発生することはあるのでしょうか？

A 現時点において、年会費の取扱いをどのようにするかが確定しているわけではありませんが、健全なゴルフ場運営のため、スポンサーによる事業承継の後も、年会費の定めを設けることが予想されます。

Q 4 預託金は、いつ、どの程度返ってくるのでしょうか？

A 上記第1-Q2のとおり、弁済禁止の保全処分により、現状、会員の皆様に対して預託金を返還することはできないこととされています。

また、誠に申し訳ありませんが、現時点では、預託金返還請求権に対する弁済の可否が判明しておりません。弁済の可否が確定した時点で、改めてご連絡させていただきます。

Q 5 民事再生手続開始申立て後も、朽木ゴルフ倶楽部を退会することは可能ですか？

A 本民事再生手続開始申立て後も、当ゴルフ倶楽部から退会することは可能です。

しかしながら、繰り返しになりますが、弁済禁止の保全処分により、現状、会員の皆様に対する預託金の返還を行うことはできません。また、当然ながら、退会をすると会員権を失うこととなります。

第4 ゴルフ場の利用等について

Q 1 民事再生手続開始申立て後も、これまでと同じように、朽木ゴルフ倶楽部でゴルフをプレーすることはできるのでしょうか？

A 本民事再生手続開始申立て後も、従前どおり、当ゴルフ場をご利用頂くことが可能です。予約方法・営業時間等につきましても従前どおりとなります（具体的な予約方法、営業時間につきましては当ゴルフ場ホームページ「営業案内」の欄をご覧ください）。

また、レストランについても従前どおり営業がなされています。

当ゴルフ場の運営状況は、本民事再生手続開始申立て前後によって異なることはありません。

Q2 民事再生手続開始申立て前からゴルフプレーを予約していましたが、プレーできるのでしょうか？

A 予約等につきましても何ら変更は生じません。既にゴルフプレーをご予約されている方は、ご予約の日時どおりにお越しください。従前どおり、当ゴルフ場をご利用頂くことが可能です。

Q3 ゴルフ場のコース整備・管理等は、どのようになるのでしょうか？

A 上述のとおり、本民事再生手続開始申立て後も、スポンサーの支援の下、従前どおりの営業を続けますので、スポンサーの意向を踏まえて、コース整備・管理等を行う予定です。

会員の皆様に快適なゴルフライフをお過ごし頂けるよう、スポンサーの支援の下、引き続き努力して参りたいと考えております。

第5 債権者説明会について

Q1 社長や弁護士から直接説明を聞きたいのですが、どうすればいいのでしょうか？

A 下記の日時・会場で、債権者説明会の開催を予定しております。

当社社長及び代理人弁護士から、民事再生手続開始の申立てに至る経緯やスポンサーへの事業承継等について皆様にご説明致します。また、質疑応答も予定しております。

債権者説明会には、会員の皆様（ご本人様のみ、代理人不可）・取引先（法人の場合1社につき1名）の皆様・その他債権者の方に限りご参加いただけます。

なお、会場の定員人数を超えるご来場があった場合、入場いただけない可能性がありますので予めご了承下さい。

記

日時：平成30年4月15日（日曜日）

午後1時～（受付開始：午後0時30分）

場所：グランドプリンスホテル京都 プリンズホール

〒606-8505 京都府京都市左京区岩倉幡枝町1092-2

アクセス：<http://www.princehotels.co.jp/page.jsp?id=168364>（駅から）

<http://www.princehotels.co.jp/kyoto/access/>（地図）

Q 2 債権者説明会の会場には駐車場はありますか？

A 債権者説明会当日は、混雑が予想されますので、公共交通機関をご利用くださいますようお願い申し上げます。

Q 3 債権者説明会に持参すべき資料はありますか？

A 会員の皆様方（既に退会をご請求されている方も含みます）には当ゴルフ場にご登録いただいているご住所宛に株式会社朽木ゴルフ倶楽部代理人弁護士溝渕雅男から「重要なお知らせ」との表題のハガキをご郵送しております。**債権者説明会には同ハガキをご持参ください。**

なお、ハガキは4月9日（月）に発送しております。4月11日（水）を過ぎても到着しない場合、コールセンター（06-6222-5792：平日午前10時～午後5時）にご連絡をいただければ発送状況を確認の上、再度の発送等を手配致します。

Q 4 債権者説明会に出席しなかった場合に、何か不利益はありますか？

A 債権者説明会にご出席されない場合であっても、手続等において何ら不利益を受けることはありません。

また、ご欠席された方にも債権者説明会の内容をご理解いただくべく、債権者説明会開催後、当社ホームページ（<http://www.kutsukigolfclub.co.jp/>）に当日の資料を掲載する予定です。

以 上